

千葉県入札監視委員会平成27年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成28年1月28日(木) 千葉県教育会館 303会議室	
委員	○ 小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 轟 朝幸(日本大学理工学部教授) 永井 香織(日本大学生産工学部准教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 柳 久之(一般社団法人日本経営協会講師) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に13件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に8件(9者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 代表者を変更したにもかかわらず旧代表者名で入札をしたために指名停止となった案件があるが、代表者が変わっても登記簿謄本等がすぐ発行されないという事情があると思われる。その辺りを考慮した取扱いはしているのか。</p> <p>○ 変更手続きをしなかったのはケアレスミスにすぎないとも思え、それで3か月間の指名停止を受けるとするのは、他の指名停止案件で贈賄が理由でも2か月というものがあるのに比べると大きすぎないか。</p> <p>○ 代表者を変更に類似するもので所在地変更の手続がされていなかったため指名停止1か月となった案件があるが、この2つで期間の差があることは妥当か。</p> <p>○ 今回の審議対象期間から予定価格事後公表の範囲が拡大されたと言うことである。国は事後公表を推進していると聞いているが、県としてはどのような方針なのか。</p>	<p>○ 変更を確認する手続の中で、確認書類として登記簿謄本が間に合わない場合に取締役会の議事録等で代替を可能とするといった措置はあります。それも行おうとしていなかったために指名停止の手続を行いました。</p> <p>○ ケアレスミスか故意かの判断をすることは非常に難しく、ルールとして公平性、公正性を考えると指名停止措置基準に照らし合わせこのような結果となりました。なお、贈賄で指名停止2か月だった案件につきましては、使用人が行った行為だったためそのような期間になっております。</p> <p>○ 代表者と所在地では入札に関して重大性の差が大きいため期間にも差がついております。</p> <p>○ 事後公表の拡大への流れは国全体としてあります。現在は、全入札案件で内訳書を提出させることを通して業者の見積能力を高めようとしているところです。内訳書の作成により積算がしっかりしてきている傾向は感じられます。事後公表の拡大については、そのような要素も含め、様々な面から今後も検討し判断していく所存です。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【社会資本整備総合交付金工事（内浦・（仮称）新実入トンネル工）】</p> <p>○ 低入札価格調査対象となりながら、書類を提出せずに「調査報告書の提出に代わる届出」の提出により無効となった業者についてはその理由の把握はしているのか。ヒアリング等の必要があるのではないか。</p> <p>○ 低入札価格調査の結果、第4順位者が落札しているが、調査対象だった第3順位者と入札額は約20万円しか変わらない。調査基準価格をわずかでも下回れば一週間以内に多数の追加書類が必要、そうでなければ一切必要無しという硬直的な対応は改良できないものか。 また、「調査対象になった場合は書類を必ず提出する」という誓約をあらかじめ業者に先にさせるといった事も考え得るのではないか。</p> <p>○ 第4順位者と第5順位者は調査基準価格と同価格で入札し、くじ引きによって落札者が決定された。低入札価格調査対象となったものも含め、業者は調査基準価格ギリギリを探ったということなのか。</p> <p>○ 参加した大部分の業者が技術評価点で満点となっている。差がつかない評価でなく、差がつくような評価をして、より質の良い工事をする業者が落札できるような形に持っていくべきではないか。</p>	<p>○ 「提出に代わる届出」に記載されている自社都合等の理由以上に踏み込んだ調査はしていないというのが現状です。 以前の定例会議の場でも意見をいただいていることでもありますので、今後も検討して参りたいと考えています。</p> <p>○ 基準の硬直化を言われることは確かにありますが、やはり基準ははっきりと設定しそれを守るという事が必要と考えております。 また、入札時に誓約書を求めると、入札への敷居を高めてしまい、入札不調を増やす結果となってしまおうという危惧もあります。今後も御意見を踏まえた上で色々と検討したいと思えます。</p> <p>○ 設計単価や積算基準等は公表しており、計算用のソフトの性能も上がっています。今回の参加者は日本を代表するような企業であり、積算能力が高かったためこのような結果になっていると思われます。</p> <p>○ 今回はWTO案件(WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける案件)なので、施工計画と施工実績以外を評価項目とすることができませんでした。その中で詳細に審査した結果であり、やむを得ない面があることを御理解いただきたく思います。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【交通信号機集中制御化（更新）等工事（成田市ほか）】</p> <p>○ 信号機の制御装置の更新のということだが、工事箇所49箇所に設置されている機器をまとめて更新するということか。また、導入時期が異なるものについての一斉更新となることは機能的に問題ないのか。</p> <p>○ 本件は、低入札価格調査対象となった者が調査に応じて最終的に落札者となったが、業者が調査に応じられない案件が多い中で、調査に応じた理由等についてはどのように把握しているか。</p> <p>○ 低入札価格調査で提出された書類を見ると、機器費を低減できたことが低い価格での入札の理由と取れるが、基準性能を満たしている、長期的に見ると他社の機器よりも劣る機器であるということはないか。</p> <p>○ 現時点で施工状況に問題は無いか。</p> <p>○ 調査基準価格の設定を案件の内容によって変えるというのも検討できないか。 例えば事案1番では、調査対象となった3者いずれも調査に応じず無効となったが、参加が予想される企業の規模や、JVであるかどうかなどで基準を工夫すれば救えるケースも増えるのではないか。</p>	<p>○ 集中制御化に際し、場所ごとに導入時期、メーカーがバラバラだった機器を同じものにまとめたものです。機能的に新しいものを設置するもので技術的な問題はありません。</p> <p>○ おそらく、調査対象となる事も想定した上で、調査に応じてでも受注する価値があると考え準備し入札したのだと想像しております。我々発注者側も、他の案件と何が違ったのかは学ぶ必要があると思えます。</p> <p>○ 突き詰めていけば他社と多少の差はあるかもしれませんが、こちらの求めている性能は満たしており問題は無いという認識です。通常、信号機の制御装置はオーダ一品であり、今回のように数十基まとめて調達することはないので、スケールメリットが生かされた落札だったと思われまます。</p> <p>○ 本年2月までの工事ですが、昨年12月に技術管理課の中間検査を受けており、問題ないことを確認しています。</p> <p>○ 調査対象者が落札に至ったこの案件は非常に稀なケースであるというのが率直な感想です。御意見いただいた事も含めて、低入札価格調査制度のあり方については今後も検討を進めて参ります。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札（事後審査型） 【千葉県立千葉北高等学校校舎（格技場外）大規模改造工事】</p> <p>○ 2回の入札不調を経て、3回目の入札で落札者決定しているが、3回目は予定価格が下がっている。入札不調が続いた場合、普通は単価見直し等で予定価格は上がるのではないかと。</p> <p>○ 1回目と2回目の指名競争入札で応札者がなかった理由は確認しているのか。</p> <p>○ 3回目の一般競争入札では、資格要件で建築一式のB等級としているが、2回の指名競争入札でB等級を指名して不調だったわけであり、等級を広げることは考えなかったのか。</p> <p>○ 一般競争で参加申請をした業者のうち2者は入札を辞退している。この理由は何か。</p> <p>○ 公共工事発注は下半期に多く、同時期に発注が集中するので技術者不足となってしまう。発注の平準化が課題だが、本工事の計画はいつからどのようにされていたのか。</p>	<p>○ 学校とスケジュールを調整し、1、2回目の入札の際に設定していた工期に比べ工期の短縮を図りました。その結果、間接経費等が抑えられ、予定価格が下がったものです。</p> <p>○ 聞き取りを行ったところ、入札辞退は「技術者不足」や「手持ち工事量の都合」が主な理由でした。</p> <p>○ 建築一式でB等級へ発注する基準となる価格帯は予定価格2,000万円～8,000万円であり、確かにこの価格帯での不調は多く発生しています。今回は、予定価格約4,000万円でさらに予定価格を下げたということもあり、A等級まで要件を広げたとしてもA等級業者が手を上げてくるかという懸念がありました。B等級だけでも県内に本店があるというところまで地域要件を広げることで参加可能業者は相当数となるので、まずはB等級だけを対象としてみたというところからです。</p> <p>○ とりあえず参加申請はしたが、積算を精査した結果予算に合わなかったと聞いています。</p> <p>○ 学校の耐震化改修はこの4～5年集中して行ってきました。本工事は比較的小規模のため優先度等から27年度の実施となりました。</p>

<p>○ 入札不調は多く発生しているのか。不調となりやり直すことで事務コストがかかることが課題だと感じる。</p> <p>○ 2者は積算を精査した結果辞退したとのことだが、積算の基準を高くするという手もあるのではないか。入札不調を防げるのなら、それでトータルのコストは抑えられると思えるが。</p> <p>○ 設計単価はどのくらいの頻度で更新しているのか。</p> <p>○ 入札辞退の原因として技術者不足があるとの話が出たが、以前から、人が不足し現場管理のクオリティが下がっているという話は建設業界にある。それに対して規制を厳しくしようという話があったのも事実である。</p> <p>しかし、そもそも人口が減り就労者人数が減っていることもあり技術者不足が発生しているわけで、折り合いをどう付けるのが課題であろう。</p>	<p>学校という特性から、どうしても工事は夏休みに集まってしまうと言うことはあります。本工事も当初は6月に指名競争入札を行いました。不調となった結果、9月に入札し年度後半の施工となったものです。</p> <p>○ 入札不調は近年多く、特に建築工事で多発しております。不調への対応は大きな課題ではあります。ただし、耐震化改修の計画が今年度で終わるので、来年度は若干改善するのではないかと想定しています。</p> <p>○ 公共工事であるため国で決まった単価は変えることはできません。特殊なものも見積りを取るなどしていますが、入札の時には、数ヶ月前のものになってしまうので、それで合わないということもあります。市場に合った単価を使えるようにするというのが努力目標です。</p> <p>○ 労務単価は年1回、国の改正を受けて変えています。資材については随時、場合によっては1か月おきと言うこともあります。また、契約後の上昇に対応するためにスライド条項を適用したりもしています。</p>
---	---

意見・質問	回答
<p>事案4 指名競争入札 【保安林緊急改良工事（坂井2）】</p> <p>○ 入札が失格となった1者および無効となった2者についてそれぞれ理由は何か。</p> <p>○ 指名業者13者はどうやって選定したのか。</p> <p>○ 最低制限価格と同額で落札されていることについては、最低制限価格をもっと下げられたのではとも思える。このような結果が続く業種の場合は、予定価格の設定方法を変えるということも考えられるのではないか。</p> <p>○ 年間の発注量が少ない専門工事について業者は元請けの実績を作りたいので競争率が高くなる傾向にある。 業種によって最低制限価格制度と低入札価格調査制度の適用金額の線引きを変え、競争率の高い業種の工事については低価格での入札も低入札価格調査で救える道を探っても良いのではないか。 また、低入札価格調査を行う事で、調査の中で業者の生の声を聞き発注に生かすという道も出てくるだろう。</p>	<p>○ 失格は、最低制限価格未満の金額による入札だったためです。無効は、入札時に添付した内訳書の中の各項目の合計金額と入札額が一致しなかったため、重大な不備と判断されたものです。</p> <p>○ まず、予定価格2,000万円以上であるため、造園工事では発注等級はA等級が基本となります。造園工事の名簿登録業者のうち、発注エリアである安房土木事務所管内のA等級業者は1者のみなので、B等級に広げましたが、Bも3者しか存在しないので、隣接する君津土木事務所管内にあるA等級の9者すべてを加えました。</p> <p>○ 設計がワンパターンになってしまっている部分はあるかも知れませんが、現場の詳細な状況を取り入れた設計にするのは心がけていきたいと思います。</p> <p>○ 最低制限価格制度と低入札価格調査制度、一般競争入札と指名競争入札、これらの線引きが適正かというのは常に検討課題であり、今後も傾向を見ながら検討して参ります。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【幕張クリーンセンター内遮断弁撤去及び分離機他修繕工事】</p> <p>○ 随意契約理由に特殊部品が組み込まれているためとあるが、提示された写真等を見るとそのようには思えない。本当に特殊なのか。</p> <p>○ 既存設備の製造を担当した会社に関係する会社は数社あるようだが、その中で競争させ受注者を決めることは考えられなかったのか。</p> <p>○ 本件のように、特定の業者しかメンテナンスが出来ないとすると、維持管理のコストや安全管理などの問題もある。そういった事も考慮し、最初の発注の際にオープンソースのものを導入するといった事を考えても良いと思う。</p> <p>○ 落札率は 99.2%ということだが、現実として見積りはどのように取ったのか。</p> <p>○ 最近では国交省が発注に際しての見積活用などを打ち出したりしている状況はあるが、やはりこのように落札率 99%超となると、だから随意契約＝悪という風潮になりかねないので、工夫は加えて欲しいところである。</p>	<p>○ この部品は既存設備と密接な関係にあるもので、既存設備を製造した企業の知的財産の保護という理由から、特殊部品に該当しています。</p> <p>○ 製造に関わったのは1社のみであり、今回の工程部分について引き継いでいるのは契約相手となった会社のみであることを官報等で確認した上で随意契約に至りました。</p> <p>○ 契約相手の業者は年間の維持管理も行っており、不具合状況等も把握していましたが、発注においては一者見積りとなりましたが、県の下水道の積算基準に合わせた積算は行っていました。</p>

委員講評

- 地方自治の原則は最小のコストで最大の成果を出すことであり、低価格での入札は本来ありがたいことである。しかし低入札価格調査の状況などを見ると、千葉県ではありがたいと受け取られているのか疑問に思う。安く施工できると言っている業者がいるのに、そこに出せないかという発想が感じられない。もっと知恵を絞って欲しい。
- 低入札価格調査制度の現状が制度として目指す方向に合っているのかを分析し、調査のあり方を工夫していただきたい。

また、入札不調が多いというのも気になった。入札を行うということならば競争性は発生しているので、一者応札でも有効にして構わないのではという思いがある。これも制度上の大きな話だと思うが、検討いただきたい。
- 入札不調が多発しているということについては、システムの的に現在の積算の仕組みで追いつけないというのが大きな要因の一つであろう。

ただ、本当はもっと安く入札したい業者がいても、最低制限価格や低入札価格調査基準価格の設定により安く入れられない状況になっていると思われる案件もある。そのような案件と、予定価格をより高く設定すれば辞退が減って不調を回避できるであろう案件と、整理がついていないのではという感を受けた。
- 最近国全体として工事の発注が多く、業者は受注を断れる立場にある。技術者の取り合いになっている状況である。

どうやって技術者を確保するかが課題であるが、労務単価も上がっており、人件費を抑えようとするとう経験不足の技術者を使うことになってしまい、品質が落ちかねない。品質確保しながら価格を抑えていくにはどうするか。中長期で考えると、県の立場としては、定期的に仕事を出せるということが発注者として有利な点である。不景気になっても工事を出し続ける発注者である、という認識を持ってもらうことで、業者、技術者をつなぎ止めることができるのではないかと思う。
- 平均落札率が高い水準なのが気になる。住民としては、もっと安く出来るのではという思いがあるはずで、最低制限価格の設定においてはもっと考えるべきである。

専門工事業者は普段は下請の工事が多いので、公共工事を元請で行う事はステータスになる。最低制限価格（低入札価格調査基準価格）のありようを考慮することで、彼らの熱意が価格の上でも反映できるのではないか。

また、総合評価において技術評価点で差がついていない案件も気になった。総合評価制度のありようについては、実際の発注の場の声を国に伝える必要があると感じる。国は近年制度にあまり手を付けていないが、業者と発注者の双方に負担がかかるこの制度が結果的に住民にもプラスとなるものになっているか、現場の声を上げていただきたい。